

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年 6 月 8 日

【会社名】 株式会社ケア 2 1

【英訳名】 CARE TWENTYONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 依田 平

【本店の所在の場所】 大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号

【電話番号】 06 (6456) 5633 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 遠藤 昭夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号

【電話番号】 06 (6456) 5633 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 遠藤 昭夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ケア 2 1 東京本社
(東京都千代田区神田鍛冶町三丁目 3 番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年11月17日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社である株式会社ケア2 1名古屋を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成26年10月期)

商号	株式会社ケア2 1名古屋
本店の所在地	名古屋市北区上飯田通二丁目40番地
代表者の氏名	代表取締役 依田 平
資本金の額	3百万円
純資産の額	24百万円
総資産の額	726百万円
事業の内容	介護サービス事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単位：百万円)

	平成25年7月期	平成26年7月期	平成26年10月期
売上高	266	258	88
営業利益	1	46	1
経常利益	7	54	2
当期純利益	8	2	2

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	株式会社ケア2 1
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は相手会社の発行済株式総数の全てを保有しています。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	運転資金の貸付けがあります。

(2) 当該吸収合併の目的

両者の経営資源を集中し、グループ経営の効率的運営を目的としております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社、株式会社ケア2 1名古屋を消滅会社とする吸収合併によります。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約の内容は、添付の「合併契約書(写)」のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、当該事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ケア21
本店の所在地	大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表者の氏名	代表取締役 依田 平
資本金の額	633百万円
純資産の額	2,758百万円
総資産の額	13,598百万円
事業の内容	介護サービス事業

合併契約書(写)

株式会社ケア21(本店 大阪市北区堂島二丁目2番2号。以下、「甲」という。)と株式会社ケア21名古屋(本店 名古屋市北区上飯田通二丁目40番地。以下、「乙」という。)とは、次のとおり合併契約を締結する。

(合併)

第1条 甲及び乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

(合併対価の交付及び割当て)

第2条 甲は、合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行わない。

(増加すべき存続会社の資本金等)

第3条 合併により増加すべき甲の資本金及び資本準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

資本金	0円
資本準備金	0円
その他資本剰余金	0円
利益準備金	0円
その他利益剰余金	本合併の直前の乙の利益準備金の額およびその他利益剰余金の額の合計額

(効力発生日)

第4条 合併の効力発生日(以下、「効力発生日」という。)は、平成28年2月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

(株主総会の承認)

第5条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会において、本件合併に必要な決議を求める。ただし、本件合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙協議し合意の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第7条 甲は効力発生日における乙の雇用する全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約書に規定外の事項)

第9条 本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年11月17日

甲 大阪市北区堂島二丁目2番2号
株式会社ケア21
代表取締役 依田 平

乙 名古屋市北区上飯田通二丁目40番地
株式会社ケア21名古屋
代表取締役 依田 平